

諏訪広域地域産業保健センターの活性化のための
アンケート調査結果
(概要版)

令和5年12月1日

独立行政法人労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援センター

諏訪広域地域産業保健センターの活性化のための アンケート調査の概要

長野産業保健総合支援センター

1 調査目的

諏訪広域（岡谷労働基準監督署管内）の 50 人未満の事業場において、地域産業保健センターの認知・活用状況及び努力義務であるストレスチェック制度導入状況や問題点等を把握し、諏訪広域地域産業保健センターの更なる活性化を図るために実施する。

併せて、メンタルヘルス対策の取組状況についても把握することとする。

2 実施機関

長野産業保健総合支援センター及び諏訪広域地域産業保健センター（以下「諏訪広域地産保」という。）

3 調査対象

諏訪広域における労働者数 50 人未満の 504 事業場を対象とする。

本調査の対象事業場は、令和 2 年 9 月に独立行政法人労働者健康安全機構本部から提供されたデータを活用する。

4 調査・回収方法

（１）依頼文書、調査票の配付・回収は郵送により行い返信用封筒を同封する。

（２）把握時点は令和 5 年 6 月 1 日現在とする。

5 期 限

調査票の提出期限は令和 5 年 8 月末日までとする。

6 調査事項及び倫理的配慮

別紙の依頼文書及び調査票のとおりであるが、調査目的、内容、プライバシーポリシーを明記し調査票の回収を以って調査協力への同意を得たものとする。

7 集計・取りまとめ・公表等

集計作業・取りまとめは、長野産業保健総合支援センターが行い、公表については、当センターホームページに掲載する。

8 回収数及び回収率

回答事業場数 184 社【回答率 37.3%】

※母数は 504 事業場から宛先不明で回収された事業場数（11 件）を除いた 493 事業場

諏訪広域地域産業保健センターの活性化のための アンケート調査結果の概要

令和5年12月

＜回収結果＞

・今回のアンケートは、労働者50人未満の事業場の地産保活動の認知・活用状況を把握するとともに、ストレスチェックをはじめメンタルヘルス対策の取り組み状況について把握するために実施した調査であり、有効郵送数493事業場のうち184事業場より回答を得ることができ、回答率37.3%であった。

・常用労働者数について、184事業場のうち、30人未満の事業場は132事業場72%であり、うち労働者が1～19人の割合が、49%と約半数を占めていた。

＜諏訪広域地域産業保健センター（以下諏訪広域地産保）について＞

・諏訪広域地産保の認知度は、77事業場42%で半数に至っていないが、どのような媒体で、地産保を知ったかの問いには、「広報誌、労働基準監督署、労働基準協会連合会と各協会及び研修会・大会」と回答した事業場は合わせて92事業場に上り、「メルマガ及びホームページ」は、2事業場に過ぎなかった。

地産保の周知には、事業主が手に取ってみることができるチラシや広報誌への情報掲載が有効と言える。

・諏訪広域地産保の活用については、活用がある事業場は35事業場19%であり、活用項目は、25事業場が医師の意見聴取、8事業場が事業場訪問、高ストレス者の面接指導及び長時間労働者の面接指導は合わせて3事業場であった。

アンケートの中には、今まで活用がなかったが、このアンケートでサービスを知ったので、今後は活用を希望したいとの事業場もあった。

<メンタルヘルス対策の取組みについて>

・メンタルヘルス対策については、取り組んでいると回答した事業場は 60 事業場と全体の 33% であり、取り組みが進んでいない理由は、「取り組み方がわからない」「取り組む余裕がない」等が大部分を占めていることから、当センターのメンタルヘルス対策促進員の支援を活用することにより、その問題は解消できるものとする。

<ストレスチェックについて>

・ストレスチェックを毎年実施している事業場は 22 事業場で全体の 12% であり、ストレスチェックを実施していない理由は、ストレスチェックの実施については 50 人未満は努力義務であること、個人情報保護の観点等から取り組みを躊躇していること等が挙げられる。

労働安全衛生法は最低基準であり、昨今の労働裁判の結果、メンタルヘルス案件についても安全配慮義務が求められている傾向等を周知していくこと等により、ストレスチェックの必要性を丁寧に説明することが必要であるものとする。

また、ストレスチェックの実施の方向性を模索している場合は、留意点等を含め当センターが支援できることを周知していく必要があるものとする。

<まとめ>

・本アンケート調査の大きな効果として、これまで地産保の存在すら認知していなかった事業場に対し「地産保を認識していただいたこと」また「メンタルヘルス対策及びストレスチェックについて、どのようなことを行う必要があるのか」等について、事業者になんらかの意識付けができたことが大きな効果と考えられる。